

第31次地方制度調査会

第27回専門小委員会 提出資料

平成27年11月30日

全国知事会副会長
埼玉県知事 上田清司

人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方

基本的な考え方

- 人口減少社会にあって地方は今、全力を挙げて地方創生に取り組んでいる。

【埼玉県の取組の例】

- ・ 女性の力を生かす「埼玉版ウーマノミクスプロジェクト」
- ・ 健康寿命を延ばす「健康長寿プロジェクト」
- ・ 元気な高齢者が社会を共に担う「シニア革命」 など

- 答申素案は、全体的に小規模自治体を念頭に書かれている部分が多く、都道府県にそのまま適用できない部分もある。
- また、都道府県と市町村の関係のみに焦点が当てられ、国と地方の役割分担には言及されていない。
- 持続可能なサービスの提供のためには、国の地方に対する関与を縮小し、国から地方へ権限と財源を移譲することが本来的に必要である。

行政サービスの持続可能な提供のための地方行政体制

1 広域連携等による行政サービスの提供

■ 広域連携

- 今後、行政サービスの持続可能な提供を行っていくためには、広域連携が重要となる。
- 答申素案では、「連携中枢都市圏」の推進がその中心的考え方として示されている。

「連携中枢都市圏」になりうるのは、多くの県で県庁所在市を中心とする1圏域のみ

・北海道、東北、山陰、四国、南九州等に広大な「空白地」が存在
・特に日本海側は、県庁所在市を除けば新潟県に2圏域のみ

・「空白地」で活用できる「連携中枢都市圏以外の広域連携」について、国の支援も含め更に検討を深める必要
・「連携中枢都市圏」(中心市の要件など)、「定住自立圏」の要件緩和

■ 都道府県による補完

- 「都道府県の補完」は、実質的な強制はせず、地域の状況に応じ地方の自主的な判断により実施できる制度とする必要がある。都道府県が市町村の事務を補完する場合の財政面の制度も十分検討すべき。

※「市町村間の広域連携が困難な地域」に限らず、都道府県による補完を積極的に検討すべきという意見もあった。

■ 三大都市圏、東京圏と地方圏

- 東京、埼玉、千葉、神奈川の一都三県では「地方創生に関する連絡会議」を設置し、積極的に取り組んでいる。大都市圏でも急速に進む少子高齢化問題に対して危機意識を持って対応を進めている。
⇒大都市周辺地域でも人口減少地域があり、地方圏と同様の取扱いが必要な地域がある。

2 外部資源の活用による行政サービスの提供

- 「地方独立行政法人の活用」は、メリット・デメリットを比較して慎重に進める必要があるとの意見と、選択肢を増やすという点では有用と考えるとの意見があった。
- 複数自治体による共同設置、共同利用が必要という意見もあった。

適切な役割分担によるガバナンス

1 長の内部統制

- 各都道府県では、既にそれぞれ工夫した内部統制の仕組みが整備されている。

【埼玉県の取組の例】

- ・ 財務会計事務の適正化 → 県内4か所に管内の各地域機関の財務の審査・指導を行う職員を配置(→チェック機能強化)
- ・ 情報や文書の管理の適正化 → 定期的な自主点検の実施 など
- ・ 行政監察幹による全庁的な行政監察 → 服務規律の確保などを担保する仕組みの整備 など

- 新たな体制整備や運用については、事務の増加や費用対効果を懸念する声も多い。

⇒ 効果に見合わない費用や労力を地方公共団体に強いることがないよう、自主性を尊重し、実情に合わせた対応ができるようにすべき。

適切な役割分担によるガバナンス

2 監査委員等

■ 統一的な監査基準

- ・ 監査体制の脆弱な市町村に対する支援の観点から、必要性は理解。
- ・ 基準の策定は、都道府県の自主性を損なわないように基本的な方針に留めるべき。
- ・ 地方公共団体の規模や体制を踏まえ、柔軟に対応できるようにすべき。

■ 監査委員等の専門性を高める方策

- ・ 研修制度は、必要な研修を各地方公共団体が柔軟に決定できるものとするべき。
(識見委員か議選委員か事務局職員か、都道府県か市町村かによっても必要な研修は異なる)

■ 議選監査委員のあり方

- ・ 議選監査委員を選択制とするならば、各地方公共団体が自主的に決定できる。

■ 全国的な共同組織の構築

- ・ 特に小規模な市町村の監査体制支援等の観点からは必要性が認められるため、更に検討を深めていくべき。
- ・ 仮に、新たに構築するとすれば、地方の自主性確保の観点からも、地方団体の共同の組織とすべき。
(全都道府県監査委員協議会連合会などの既存組織との関係を整理する必要がある。)

適切な役割分担によるガバナンス

3 議会

■ 決算審議

- 決算審議での指摘等に対しては、現状でも、長側はその審議過程で十分説明を行っている。
- 決算不認定の場合に長の説明責任を果たす仕組みを設けるのであれば、前提として議会側も決算不認定に当たって、認定しない事項、理由等を明示しなければならない仕組みとすべき。

4 住民

■ 住民訴訟における長や職員個人の損害賠償責任の追及のあり方

- 軽過失の場合の損害賠償責任の追及のあり方の見直しは、創意工夫をこらしチャレンジする優秀な職員の確保や、国家賠償法とのバランスの観点から評価できるとの意見が多数。

■ 損害賠償請求権の放棄

- 損害賠償請求権の訴訟継続中の放棄の禁止は、一部の県から、議会の権能を縮限することになる、あるいは、事案は様々であるので放棄の時期については現行制度と同様に議会の判断に委ねるべきとの意見があった。